

# 障害者週間 作品募集

体験作文  
ポスター

毎年12月3日から9日までは「障害者週間」です。



令和5年度  
「障害者週間のポスター」  
小学生区分 最優秀賞  
(内閣総理大臣表彰)  
浜松市  
浜松市立北浜小学校 2年(当時)  
金堀 連さんの作品  
「いっしょにやってみたいな」

「障害者週間」は、障害のある人があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により設けられているものです。この期間を中心に、障害や障害のある人に対する関心や理解を深めるための様々な取組が全国各地で実施されます。

内閣府では、「障害者週間」の取組の一つとして、都道府県・指定都市と共催して「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」を募集

しています。

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら生きることのできる「共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する身近な体験や自分の思いを作文や絵にして応募してみませんか。

詳しい応募方法については、お住まいの都道府県・指定都市の担当窓口(裏面)にお問い合わせください。

## 心の輪を広げる体験作文

募集  
テーマ

出会い、ふれあい、心の輪  
一障害のある人とない人との  
心のふれあい体験を広げよう  
※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格

小学生以上  
※小学生以上であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

応募方法

- ①応募は「小学生区分」、「中学生区分」、「高校生区分」及び「一般区分」のいずれかとし、未発表の作品1編に限りします。
- ②作文の内容は、障害のある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとし、  
※他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用等(生成AIの使用を含む)を行わないでください。
- ③作文は、原則として400字詰原稿用紙(B4判またはA4判横向き・縦書き)を使用し、「小学生区分」及び「中学生区分」については2~4枚程度、「高校生区分」及び「一般区分」については4~6枚程度とします。
- ④パソコン等の電子機器による作成も可とします。  
※用紙は③に準ずるものとします。
- ⑤第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。
- ⑥応募作品には、題名(作品のタイトル)、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、職業又は学校名(学年)、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

## 障害者週間のポスター

募集  
テーマ

障害の有無にかかわらず誰もが能力を  
発揮して安全に安心して生活できる社会の実現  
※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格

小学生及び中学生  
※小学生及び中学生であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

応募方法

- ①応募は「小学生区分」及び「中学生区分」のいずれかとし、未発表の作品1点に限りします。
  - ②ポスターの内容は、障害のある人に対する理解促進に資するものとし、障害のある人とない人の相互理解・交流等を表現したものとします。  
※作品中に標語やそれに類する文字は入れないでください。  
※他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用等(生成AIの使用を含む)を行わないでください。
  - ③ポスターの規格は、画用紙のB3判(横364mm×縦515mm)又はいわゆる四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用し、これに満たない作品は、B3判の台紙に貼付してください。なお、内閣府が「障害者週間」の広報用ポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置(縦長)のみとします。彩色画材は、自由です。
  - ④第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。
  - ⑤応募作品には、題名(作品のタイトル)、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、学校名(学年)、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。
- その他 最優秀賞に選定した作品1点は、内閣府が作成する「障害者週間」の広報用ポスターの原画として使用する予定です。

# 御応募・お問合せは、各都道府県・指定都市担当窓口までお願いいたします。

## 表彰

- ①応募された作品は、都道府県又は指定都市から内閣府に推薦され、「作文」については、区分ごとに最優秀賞1編、優秀賞3編及び佳作5編程度を選定し、「ポスター」については、区分ごとに最優秀賞1点、優秀賞1点及び佳作5点程度を選定します。
- ②最優秀賞受賞者に対しては内閣総理大臣からの賞状及び表彰楯を、優秀賞受賞者に対しては内閣府特命担当大臣からの賞状及び表彰楯を、佳作受賞者に対しては内閣府政策統括官(共生・共助担当)からの表彰楯を贈ります。
- ③より多くの方に受賞の機会を設けるため、「作文」及び「ポスター」のいずれにおいても、過去を通して入賞は一度限りとします。(応募を妨げるものではありません。)

## 入賞作品の活用等

- ①入賞作品は、作品集や内閣府ホームページ、障害者白書等に掲載し、全国的な啓発広報に活用します。
- ②内閣府に推薦のあった作品の著作権は、内閣府に帰属します。
- ③個人情報(連絡等)のみに使用しますが、内閣府に推薦のあった作品の応募者の氏名、学校名、学年又は年齢等については、広報や作品集等に使用・掲載することがあります。

## 主催

内閣府、都道府県及び指定都市(後援:こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省)

## 問合せ先

各都道府県・指定都市の担当窓口(以下一覽)又は、令和6年度「障害者週間」関係事業事務局  
 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-9 株式会社ライダーズ・パブリシティ内  
 電話:03-5275-3331 FAX:03-5275-3337 Email:s-syukan@riders.co.jp

## 令和6年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 都道府県・指定都市担当窓口一覽

都道府県・指定都市名	担当窓口	電話番号
北海道	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	011-204-5277
青森県	健康医療福祉部障がい福祉課	017-734-9307
岩手県	保健福祉部 障がい保健福祉課	019-629-5448
宮城県	保健福祉部障害福祉課企画推進班	022-211-2538
秋田県	健康福祉部 障害福祉課	018-860-1331
山形県	健康福祉部障がい福祉課障がい者活躍・資金向上推進室	023-630-3303
福島県	保健福祉部障がい福祉課	024-521-7170
茨城県	福祉部障害福祉課	029-301-3357
栃木県	保健福祉部障害福祉課	028-623-3490
群馬県	健康福祉部福祉局障害政策課	027-226-2634
埼玉県	福祉部障害者福祉推進課	048-830-3310
千葉県	健康福祉部障害者福祉推進課共生社会推進室	043-223-2338
東京都	福祉局障害者施策推進部企画課	03-5320-4143
神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	045-210-4703
新潟県	福祉保健部 障害福祉課	025-280-5211
富山県	厚生部障害福祉課	076-444-3211
石川県	健康福祉部障害保健福祉課	076-225-1426
福井県	健康福祉部障がい福祉課	0776-20-0338
山梨県	福祉保健部障害福祉課	055-223-1460
長野県	健康福祉部 障がい者支援課	026-235-7103
岐阜県	健康福祉部障害福祉課	058-272-8309
静岡県	健康福祉部障害者政策課	054-221-2352
愛知県	福祉局福祉部障害福祉課 業務・調整グループ	052-954-6294
三重県	子ども・福祉部障がい福祉課社会参加班	059-224-2274
滋賀県	健康医療福祉部障害福祉課	077-528-3548
京都府	健康福祉部障害者支援課 スポーツ・文化芸術等社会活動推進係	075-414-4599
大阪府	福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課	06-6944-6673
兵庫県	福祉部 障害福祉課 障害政策班	078-362-9104
奈良県	福祉医療部障害福祉課	0742-27-8922
和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課	073-441-2530
鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	0857-26-7675
徳島県	健康福祉部障がい福祉課	0852-22-6009
岡山県	子ども・福祉部障害福祉課	086-226-7343
広島県	健康福祉局障害者支援課	082-513-3157

都道府県・指定都市名	担当窓口	電話番号
山口県	健康福祉部障害者支援課	083-933-2765
徳島県	保健福祉部障がい福祉課	088-621-2236
香川県	健康福祉部障害福祉課	087-832-3291
愛媛県	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課	089-912-2423
高知県	子ども・福祉政策部障害福祉課	088-823-9633
福岡県	福祉労働部障がい福祉課	092-643-3264
佐賀県	健康福祉部障害福祉課 企画担当	0952-25-7143
長崎県	福祉保健部障害福祉課	095-895-2451
熊本県	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	096-333-2235
大分県	障害者社会参加推進室	097-506-2725
宮崎県	福祉保健部障がい福祉課	0985-32-4468
鹿児島県	保健福祉部障害福祉課障害者支援室地域生活支援係	099-286-2746
沖縄県	生活福祉部障害福祉課	098-866-2190
札幌市	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業管理係	011-211-2936
仙台市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	022-214-8151
さいたま市	福祉局障害福祉部障害政策課ノーマライゼーション推進係	048-829-1306
千葉市	保健福祉局高齢障害者自立支援課	043-245-5175
横浜市	健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課	045-671-3598
川崎市	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	044-200-2676
相模原市	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課	042-707-7055
新潟市	福祉部障がい福祉課	025-226-1248
静岡市	保健福祉部長寿局健康福祉部障害福祉企画課	054-221-1197
浜松市	健康福祉部障害保健福祉課	053-457-2864
名古屋市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	052-972-2585
京都市	保健福祉局 障害保健福祉推進室	075-222-4161
大阪市	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	06-6208-7992
堺市	健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課	072-228-7818
神戸市	福祉局障害福祉課	078-322-6579
岡山市	保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課	086-803-1236
広島市	健康福祉局障害福祉部障害福祉課	082-504-2147
北九州市	保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課	093-582-2453
福岡市	福祉局障がい者部障がい者支援課	092-711-4985
熊本市	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課	096-361-2519

# 「心の輪を広げる体験作文」 作品募集

## 「障害者週間のポスター」

～御応募いただいた方全員に参加賞をプレゼント～

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域や職場・学校などで、ともに支え合って暮らす「共生社会」の実現を目指して、障がいのある方とない方との心のふれあい体験を綴った「心の輪を広げる体験作文」と、障がいのある人に対する市民の理解を広げるための「障害者週間のポスター」を募集します。

### ◎心の輪を広げる体験作文

- テーマ** 出会い、ふれあい、心の輪  
—障がいのある方とない方との心のふれあい体験を広げよう—
- 応募資格** 小学生以上（特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む。）
- 応募方法**
- ①募集は、小学生の部、中学生の部、高校生の部、一般の部の4区分で行います。応募作品は未発表のもの1編に限ります。
  - ②用紙は原則として400字詰め原稿用紙（B4判またはA4版縦書き）を使用し、小学生の部及び中学生の部は2～4枚程度、高校生の部及び一般の部は4～6枚程度とします。
  - ③作品の題名、住所、氏名（ふりがな）、生年月日、年齢、職業または学校名・学年、電話番号、障がいの有無・程度、その他参考となる事項を書いた用紙を応募作品に添付してください。

### ◎障害者週間のポスター

- テーマ** 障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現
- 応募資格** 小学生及び中学生（特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む。）
- 応募方法**
- ①募集は、小学生の部、中学生の部の2区分で行います。応募作品は未発表のもの1点に限ります。
  - ②標語その他の文字を入れなくてください。
  - ③規格は画用紙B3判（横364mm×縦515mm）又は四つ切り（横382mm×縦542mm）を縦に使用し、これに満たない作品はB3判又は四つ切りの大きさの台紙に貼付してください。作品は縦位置（縦長）のみとします。彩色及び画材は自由です。
  - ④作品の題名、住所、氏名（ふりがな）、生年月日、年齢、学校名・学年、電話番号、障がいの有無・程度、その他参考となる事項を書いた用紙を応募作品に添付してください。

◆ **応募期間**

令和6年7月1日（月）から令和6年8月30日（金）まで（必着）

◆ **応募先**（郵送可）

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課  
（電話：211-2936、FAX：218-5181）

◆ **表彰等**

①選考委員会で選考のうえ、作文は、小学生、中学生、高校生、一般の区分ごとに最優秀作1編、優秀作2編以内を、ポスターは小学生、中学生の区分ごとに最優秀作1点、優秀作1点以内を入賞とし、表彰を行うほか、副賞（最優秀作は1万円相当の図書カード、優秀作は5千円相当の図書カード）を贈呈します。また、御応募いただいた方全員に参加賞をプレゼントします。

なお、作文及びポスターのいずれも、入賞は各区分につき一度まで（一般区分のみ過去5年間で一度まで）とします。

②入選作品は、9月下旬までに決定し、入選者へ通知します。

③入選作品は、作品集として取りまとめるとともに、札幌市のホームページへ掲載します。（応募作品は、原則として返却しません。）

④作品集及び札幌市のホームページに掲載する際に、学校名・学年・氏名も併せて掲載します。

⑤入選作品の著作権は、札幌市に帰属するものとします。

⑥最優秀作については、札幌市から内閣府へ推薦します。推薦された作品の著作権は内閣府に帰属するものとします。また、作者（応募者）は、推薦された作品について、内閣府及びその指定した第三者に対して著作者人格権を行使しないものとします。

なお、内閣府では、全国から推薦された作品について別途審査を行い、部門ごとに最優秀賞、優秀賞及び佳作を選定します。最優秀賞及び優秀賞受賞者に対しては、内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣からの賞状及び表彰盾が、佳作受賞者に対しては表彰盾が贈呈されます。

⑦作品には、第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。この場合の著作物には、生成AIを使用した作品を含みます。応募後に使用が発覚した場合は、札幌市への応募の受付及び入選を取り消すものとします。また、応募後において知的財産権の問題が生じたときは、応募者において処理することとし、札幌市はその責任を負いません。

◆ **主催**

内閣府並びに都道府県及び指定都市（共催）

◆ **後援**

文部科学省、厚生労働省